

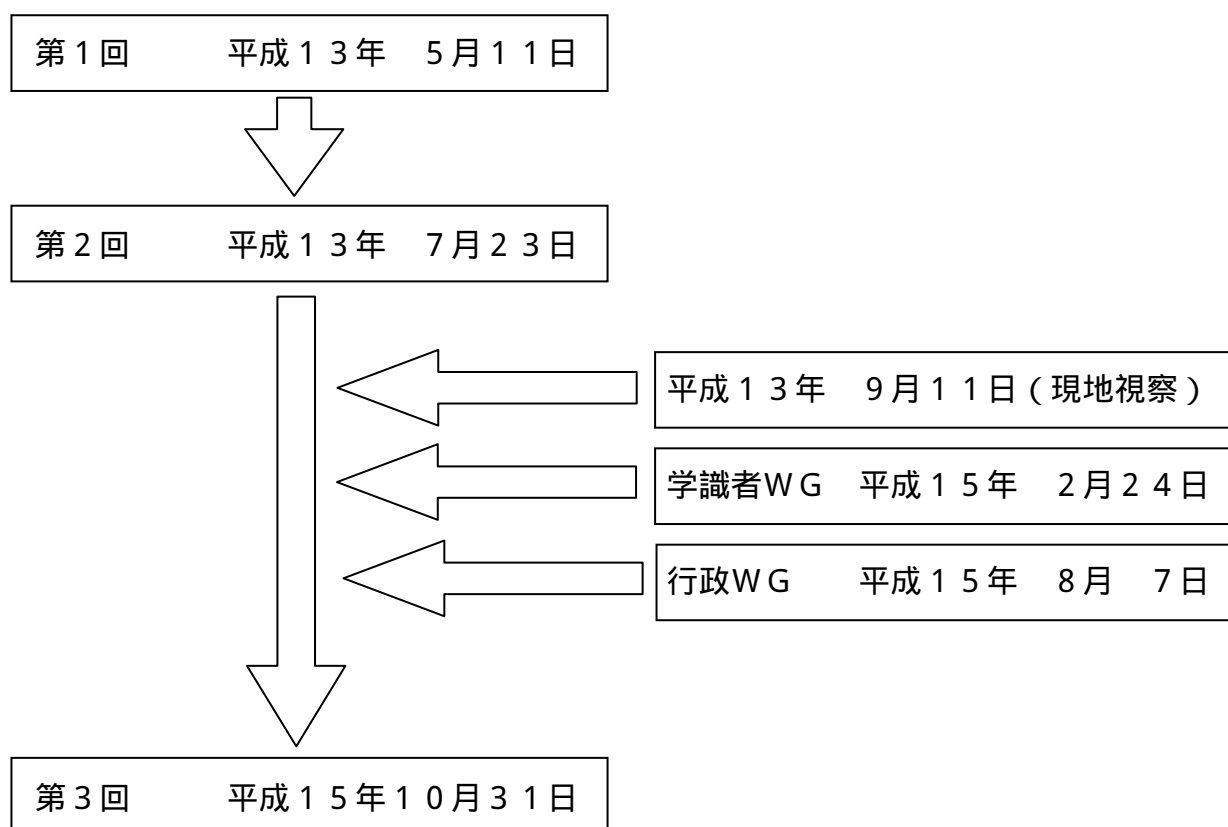
これまでの経緯

百間川河口水門増築事業については、平成12年より漁業関係者（児島湾漁連・番川漁協）及び関係町内会へ事業説明会を行うとともに、関係行政間での事業調整を行ってきました。

事業については、平成13年度から特定構造物改築事業として事業化され、これまでに工事に必要なヤードの用地買収、水門の設計、工事予定箇所及び周辺の測量・地質・環境調査を行ってきました。

また、河口水門増築事業に関する情報の共有化、意見集約及び周辺の利活用方策を検討することを目的として、平成13年5月に学識経験者、漁業関係者、地域の方々、行政関係者及び河川管理者により協議会「百間川河口水門周辺有効活用方策検討協議会」を設置し、これまでに現地視察も含めて3回行ってきました。

「百間川河口水門周辺有効活用方策検討協議会」



百間川河口水門周辺有効活用方策検討協議会の

設立趣旨について

旭川は岡山県の政治・経済・文化の中心である岡山市街地を貫流し、岡山城、後楽園といった岡山市のシンボルを形作っている河川であり、放水路として百間川（旭川放水路）を有しています。そもそも、百間川は岡山城下の洪水を防ぐために、津田永忠（つだながただ）が設計・施行し貞享3年（1686年）に完成させたものでした。

その後、国土交通省において、堤防の築堤等本格的な改修を昭和49年度に着手し、平成8年度には平成4年に策定した工事实施基本計画での百間川分流量（2,000m³/s）に対応した堤防が砂川を残し完成しました。このように、岡山市中心部の洪水被害の軽減という昔からの目的の他、百間川沿川の洪水被害の軽減を目指して事業を進めてきました。

今後は放水路の本来の目的である、旭川の洪水をより多くより安全に流すための整備が必要となります。そのため、流下能力が計画流量の6割程度しかない河口水門の増築と、分流能力の低い「一の荒手」「二の荒手」を含めた分流部の改築に取りかかります。河口水門については本年度から事業化するとともに、分流部については砂川改修に引き続き取りかかります。

本協議会は、水門増築事業の着手を契機に、百間川河口周辺の自然環境の保全と改善方策、利活用方策及び水門増築事業に関する関係者間の情報の共有化、意見の集約とその対応策の検討のため、学識経験者、地域の方々、漁業関係者、行政関係者および河川管理者（国土交通省岡山河川工事事務所）により設置するものです。

百間川河口水門周辺有効活用方策検討協議会 規約

(設置)

中国地方整備局岡山河川事務所が「百間川河口水門周辺有効活用方策検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

協議会は、百間川河口水門周辺有効活用方策について、関係住民の意見の反映方法について意見を述べるとともに、同方策について意見を述べることがを目的とする。

(協議会)

協議会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

協議会の意志決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付するものとする。

協議会は討議しようとする事項について必要と認める場合は、専門的知識を有するものを委員として追加するよう岡山河川事務所長に要請することができる。

(委員長)

協議会には委員長を置くこととする。

委員長は協議会の互選によってこれを定める。

委員長は会務を総括し、協議会を代表する。

委員長に事故のある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

協議会は委員長が召集する。

委員長は一般の傍聴者に対して発言の機会を設ける。

積極的に関係住民の意見を聴取することを原則とし、必要に応じて、適切な方法により行う。

(情報公開)

協議会は原則公開とし、公開する情報については協議会で定める。

協議会及び岡山河川事務所長は、前項で公開と決定された情報について、関係住民が閲覧できるように、必要に応じて、適切な方法により行う。

(庶務)

協議会の庶務は、中国地方整備局岡山河川事務所が行う。

(規約の改正)

本規約の改正は、委員総数 3 分の 2 以上の同意を得てこれを行うものとする。

(規約の改正)

この規約は、平成 13 年 5 月 11 日より施行する。

平成 15 年 10 月 31 日 一部改正

百間川河口水門周辺有効活用方策検討協議会 委員一覧

(氏名は敬称略。順不同)

職 名	氏 名
岡山大学 環境理工学部 教授	名合 宏之 (委員長)
岡山大学 環境理工学部 教授	河原 長美
岡山大学 環境理工学部 助教授	大久保 賢治
京都大学 名誉教授	奥田 節夫
岡山理科大学 総合情報学部 教授	波田 善夫
川崎医療福祉大学 環境論 教授	佐藤 國康
就実大学学長	柴田 一
真備学園 常務理事	改発 邦彦
操明学区連合町内会会長	小川 晃一
操南学区連合町内会会長	塩飽 幹廣
政田学区連合町内会会長	太田 皓義
沖元東町内会辰巳会会長	前田 良夫
児島湾漁業協同組合連合会長	近藤 達
津田漁業協同組合長	赤枝 丈太郎
岡山市海岸漁業協同組合長	辻 数馬
岡山市漁業協同組合長	吉岡 金吉
小串漁業協同組合長	竹原 慎男
番川漁業協同組合長	前田 守夫
岡山の自然を守る会メンバ -	内山 峰人
岡山県土木部 河川課長	中川 孝夫
岡山県生活環境部 環境管理課長	渋江 忠裕
岡山市下水道局 下水道局長	井上 茂治
岡山県水産試験場 水産試験場長	松村 眞作
岡山県農林水産部 水産課長	加藤 卓夫
岡山市都市整備局 都市整備局長	池上 進
岡山市環境局 環境局長	小林 良久
国土交通省 岡山河川事務所長	渡部 秀之

協議会の進め方について

（協議会の公開について）

- ・協議会で使用した資料は、すべて公開とし、資料は国土交通省岡山河川事務所HPにおいて公開するものとする。
- ・協議会の傍聴は自由であり、傍聴者の範囲を特定しない。なお、会場の都合により人数を制限することもある。
- ・委員長の許可なく、傍聴者の発言は認めない。
- ・協議会の議事内容は、事務局が作成し、その概要を国土交通省岡山河川事務所HPにおいて公開する。

（協議会の進行・運営について）

- ・協議会の司会進行は、国土交通省岡山河川事務所が行う。
- ・協議会の開催期間は、当面、限定しない。
- ・協議会委員の交代については、協議会に諮るものとする。
- ・協議会は2部構成とし、2部においては、学識経験者、河川管理者により、技術的な対応についての意見交換を行うものとする。

（協議会の事務について）

- ・協議会の事務局は、国土交通省岡山河川事務所調査設計課に置くものとする。

（その他）

- ・懇談会を運営していく上で必要となる事項が発生した場合等においては、当該「協議会の進め方について」を見直すことができる。